

## 第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（素案）について

### 1 根拠法令等（抜粋）

《地方自治法第291条の7》

- ・ 広域連合設置後速やかに議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。
- ・ 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

《北海道後期高齢者医療広域連合規約第5条》

- ・ 広域計画には、次の項目について記載するものとする。
  - (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
  - (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

### 2 現計画について

【策定期間】

平成19年11月

【計画期間】

平成19年度～平成24年度

【構成】

「基本構想」・「基本計画」から構成されている。

【広域計画の位置づけ】

- ・ 広域連合と市町村が事務処理を行うための指針となるもの
- ・ 市町村や被保険者等に対して広域連合の基本方針等を示すもの

### 3 新たな広域計画（第2次計画）策定に当たっての方向性

- ① 現計画の基本的考え方である「市町村と連携しながら、安定的かつ円滑な制度の運営に努めること」を踏襲する。
- ② 現計画は、制度施行前に策定されたものであることから、第2次計画は、制度施行後からこれまでの現状等を踏まえて、構成や記述内容についても全面的に改定を行う。
- ③ 計画期間は平成25年度～平成29年度（又は新制度施行）までとする。
- ④ 国における高齢者医療制度の見直しの動向に留意する。

### 4 第2次計画と現計画の組み立てについて

第2次計画	現計画
はじめに	はじめに
第1 高齢者医療を取り巻く現状と医療保険者としての課題	概要
1 少子高齢化に伴う人口構成の変化	1 広域連合設立の背景と目的
2 全国と比べて高い水準にある医療費	2 広域計画策定の趣旨
第2 広域計画の期間及び改定	3 広域計画の期間と構成
第3 第2次広域計画の基本的考え方	第1 基本構想
第4 施策の方針	1 基本方針
1 医療費の適正化の推進	2 将来構想
2 保健事業の充実	第2 基本計画
3 事業運営の安定化の推進	1 後期高齢者医療の事務
4 被保険者等の利便性の向上	2 事業運営の安定化
5 制度の周知と理解の促進	3 医療費の適正化
第5 広域連合及び市町村が行う事務	4 被保険者等の利便性の向上
1 医療費の適正化に関する事務	5 職員の確保・育成
2 保健事業に関する事務	
3 事業運営の安定化に関する事務	
4 被保険者等の利便性の向上に関する事務	
5 制度の周知と理解の促進に関する事務	

### 5 今後のスケジュール

- 12月 : パブリックコメントの実施
- 1月中旬 : 最終案の策定
- 2月 : 広域連合議会への提案